

伊賀市豚熱再発防止ワクチン接種支援事業費補助金交付要綱

令和3年3月31日告示

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内養豚場における豚熱再発防止と新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経営に影響を受けている市内養豚事業者の持続可能な畜産経営を図ることを目的として、事業者に対し伊賀市豚熱再発防止ワクチン接種支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、伊賀市補助金等交付規則（平成16年伊賀市規則第76号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内で養豚業を営む者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 伊賀市内に住所を有する個人
- (2) 伊賀市内に主たる事業所を置く法人

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（次条において「対象経費」という。）は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に補助対象者が市内養豚場の飼育豚に実施した豚熱ワクチン接種に係る三重県家畜保健衛生所手数料条例（昭和53年三重県条例第27号）別表第1の2のイの(ホ)に規定する手数料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象経費の額の3分の2の額（100円未満の端数切捨て）以内とし、予算に定める額の範囲内とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、伊賀市豚熱再発防止ワクチン接種支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 当該申請者が飼養豚に豚熱ワクチンを接種し、第3条に規定する手数料を納入したことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するとともに補助金の額を確定し、伊賀市豚熱再発防止ワクチン接種支援事業費補助金交付決定及び交付確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は、伊賀市豚熱再発防止ワクチン接種支援事業費補助金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、伊賀市豚熱再発防止ワクチン接種支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、伊賀市豚熱再発防止ワクチン接種支援事業費補助金返還命令書(様式第5号)により、期日を定めて当該交付を受けた申請者に対し当該交付を受けた補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。